

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-9
許認可等の種類	適正計量管理事業所の指定			
根拠法令条例等・条項	計量法第127条第1項・第2項、第168条の8、計量法施行令第41条			
許認可等の概要	特定計量器を使用し適正な計量管理を行なっている事業所の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○第127条第3項 第1項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行なう検査を受けなければならない。</p> <p>○計量法第128条（施行令第41条第4項により都道府県知事による指定にも適用） 経済産業大臣は、前条第1項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。 一 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。 二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>○計量法施行規則 第75条(指定の基準)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	—			